

## 五、全ダ連と警察庁の抵抗

平成9年4月9日、ダンス議連第二回総会に、榎岡 肇、篠田 学、吉川幸夫警察庁安全局生活環境課長、同 和田課長補佐が出席し、意見を陳述した。

我々も法改正についての意見を申し上げたが、心強かったのは生活環境課長の発言を途中で遮って、嶋村会長と小沢顧問が発言した内容であった。

「ダンスは国民にとって好ましい娯楽であり、国民的レベルで大いに普及、発展すべき立派なスポーツである」

「ダンススクールを風俗営業の規制対象としているのは、国際社会常識からしても国家的な恥であり、愚劣以外の何ものでもない」

吉川生活環境課長は…、

「昨今のダンススクールが健全に運営されていることは承知しており、社会的情勢の変化に即して法律は速やかに改正されていくべきものであることも認識している。しかしながら、行政の責任として、適用除外後のあらゆるケースを想定しつつ、暴力団等の悪質な業者をダンススクールの経営に参入させない十分な措置を講ずる必要がある。業界の要望なり意見を聞きながら慎重に法改正に着手したい」

と述べるだけであった。この後を読んで戴ければご理解戴けると思うが、警察庁の担当者は、言動の不一致が特に顕著で、我々の不信感を増幅させて行くのである。

会議の後、担当の吉川課長と話をすることが出来た。

「何故、警察庁はダンスを風俗と位置づけているのですか」

「ダンスは男性と女性が手を繋いで踊るから風俗です」

「道や電車の中など、手を繋いでいる人は、いくらでもいるではないですか」

「明治時代から社交ダンスは風俗とされてきました」

「風営法が出来たのは昭和23年だと聞いていますし、風俗に対する認識は時代と共に変わっていくものではないですか」

等のやりとりがあったが、警察庁としては、出来るだけこの問題には触れたくないのが読み取れた。

4月14日、ホテルグランドパレスにて [全ダ連] (昭和59年、風適法により設立され、これまで独占的にダンス教師の認定を行ってきた団体) の田代会長、高岡副会長、もう一つの団体の全日本ダンス教師・ダンススポーツ議会 (以下 [AJDT / DSC] と略す) 助川事務局長と、財団法人日本ボールルームダンス連盟 (以下 [連盟] と略す) から榎岡専務理事と篠田の5名で、今後の方向性を話し合った。

席上、榎岡氏から「ダンス界全体として、風適法からの脱却を目指して協力して参りましょう」との意見が出され、全員賛同した。

同月16日、連盟の風適法対策委員会の初会合を開催した。

榊岡専務理事(全ダ連副会長を兼任)、斎野事務局長、内田、鈴木、和田の各氏と篠田の6名で初会合を行い、今後の連盟としての対応を話し合った。そして、3団体で協調して「風適法からの除外」に向けて進むことを確認した。

同月22日、文部省に途中経過を報告に伺う。

話の中で、公民館活動の中で指導料として収入を得ても構わない、との通達を全国の教育長宛に文書で送付してある、との文書のコピーを戴いてきた。(後述)

翌23日、品川パシフィックホテルにて「今後、ダンス教授所を風適法から除外する為に各団体が協力して自主規制作成などを行う」との合意がなされ、細部に亘<sup>わた</sup>っての方針等を話し合った。

我々は「全ダ連を中心にした新組織」を作っても良い、とまで譲歩していた。出席者は、全ダ連の高岡副会長、助川、千葉AJDT/DSCの両役員と私の4名であった。

終わって直ぐ、田中議員に電話で報告した。

「ダンス界の意見が纏まりましたのでご安心下さい」と、しかし、…！！

翌24日、第4回ダンス議連総会に、全ダ連の高岡氏、AJDTの助川の<sup>すげがわ</sup>両氏、と吉川課長が出席して意見の聴取が行われた。その席上、驚いたことに、高岡氏から…、

「今国会での風適法の改正には反対します」

との意見陳述<sup>いけんちんじゆつ</sup>があったのである。その上…、

「神奈川県下の大多数の教室が、風適法からの除外に対して反対しているとの文書が来ています」との警察庁の担当課長から発言があったことを、その夜、田中議員から聞いた。

瞬間、私は自分の耳を疑った。昨日の今日である。

そういえば、昨日私が「叩き台」として持参した書面を帰りがけに回収しようとしら、強硬に「貰って帰りたい」との意向を示したので不審に思い、「書き直すからと」私も強行に主張して返して貰った事を思い出した。

翌日の会議に先立ち、警察庁に提出し、事前に打ち合わせて対策を練るか、資料として使用するつもりだったのかも知れない。

意見の相違は誰にもあると思うが、それなら何故、前日「自分たちはこう思う」と、はっきりと我々に言わなかったのだろうか？

私の性格としては、この様な「卑劣<sup>ひれつ</sup>なやり方」は絶対に許せない。二度と顔も見たくない、と思った。

この裏切り行為により、教室の風適法除外運動が再び大きな障害<sup>しょうがい</sup>に突き当たってしまっただけでなく、以後のダンス界内部の不信<sup>ふしん</sup>と対立<sup>たいりつ</sup>へと進むことになる。

昭和57年に風営法の改正で会合を持った時も…、

「あなた方は除外して欲しい、と言われるが、全国で風営法の中にいた方が良い、

是非除外しないで欲しいと訴えて来ている県の代表者がいます」

と、当時の西田保安課長に言われたことがあった。

そこで、今回はダンス業界の中から反対する者が出ない様に十分に注意して対応してきたのであるが、全ダ連役員に「獅子身中の虫」がいた事は驚くべきことであった。

我々にとって、「全ダ連は信用できない」と、以後、一切協力関係を絶縁する状態となってしまったのは当然であろう。(その後、全ダ連は辞任する役員が多発した)

昭和60年、初代全ダ連会長であり、また社団法人日本社交舞踏教師協会(以下、[NATD]と略す)会長でもあった中原光夫先生は、NATDの会報に…、

「風営法からの除外という私達の悲願を、この新しく誕生した全ダ連を通してどの様な方向や形で達成すべきかを考えて行きたいと思えます」と将来の法改正についての決意を述べておられた。

今の全ダ連は既得権の上に胡坐をかいて「除外反対」を、理事会の議決もなく、副会長が、公式な場所で発言している。

当時から除外を待ち望んでいた者としては納得の出来ないことであった。

「自らの利益の為にダンス界を売り渡した」との誇りを免れることは出来まい。

全ダ連にとっても後々、この反対と裏切りが、組織としての求心力を無くし、衰退して行く原因となるのであるから皮肉なものである。

その時の、全ダ連南関東甲信越地域会、宇佐見佳彦事務局長からの意見書には、[除外に関する意見として、風適法下にあつて、誇りを持って営業を行なっており、風適法改正には反対である。業界の現状と自主規制について、現段階では自主規制ができる状況ではない。]とあり、その後、次の様に続けられていた。

[本来、どのような団体の者に対しても公平にダンス教師資格を与えるべき全ダ連が、ボールルーム連盟の結成以来、連盟に与しない者からなる教師協会の全ダ連への加入が拒否されるなどの問題があり、全ダ連の体質改善が必要]とあった。

何を意味しているのだろう、と思ったら「全ダ連に加入したいと希望した地域協会の一つが理事会の反対で入会出来なかった」、とのことである。

全ダ連に入会するかしないかは、連盟に関係のない事で、[全ダ連内部の運営上の問題]であり、ダンス教授所の風営法適用除外、自主規制とは何ら関係のないことではないか。

神奈川県社交舞踏教師協会の会長でもある宇佐見氏は…、

[アンケート調査の結果、現在のままが良いとの法改正反対者が過半数を占めた]と神奈川県下での報告書と称するものを提出してきたのである。

当時、神奈川県には76のダンス教授所があり、反対派は、宇佐見、杉村、渡辺、出口、西山、富田、浅岡の7教室でしかなく、他の70近い教室は、神奈川県社交ダンス教師協会(社交舞踏教師協会とは別の組織)に所属するものであり、後で調べた結果、

反対ではなくその殆どは賛成であることが判明した。

それを県内全ての教授所の代表者であるかの様な報告書を出していたのであった。

また、JCF名誉会長である 渡辺氏が提出した文章は…、  
[ダンスの全部または一部を風俗営業法から外すことは、年令、階層、性別の如何を問わず一般人がダンスにアクセスしやすくなり、アマチュアが公然とダンス教室を運営でき、また大規模資本の参入が容易になるというメリットがありますが、反面プロダンス教師の生活権の侵害、暴力団その他非合法組織の関与、性産業化、男女関係その他に関する不祥事の発生等をいかに防止し、適正なダンス営業を実施するかという重要な問題が残ります。……従って現在の動きを、ダンス界の利益や意見を反映したものとされるのは大変迷惑なので、あらかじめ、そのようなものでないことをお断りし、後は良識にお任せする次第です]

本当に本人が書いた文章であるとするならば、余りにもばかばかしい論旨に笑いを禁じ得ないものがあつた。

以上の如く、[全ダ連と警察庁の主張]を代弁した文書を、警察庁の担当者がダンス議連で読み上げ、提出したのである。

全ダ連と警察庁は、[あの手この手]と風適法改正の反対運動を執拗に行つた。

例えば、東京都内の住宅街に居住する300人近くの住民意識調査として、

[半数以上が自分の家や学校、病院の周辺でのダンス教室営業はしてほしくない]と回答している、との調査結果をダンス議連総会に提出してきた。

その調査票を精査したところ、その設問には…、

[現在、社交ダンスの教室は、住宅地や学校、病院等の周辺での営業、早朝・深夜での大きな音や振動を伴う営業を行うことが法律で規制されているが、これらの規制が撤廃されることについての意見聴取]としてあつた。

即ち、現在のダンス教室は、早朝や深夜に営業が行われ、大きな音や振動などが伴うとの「誤った先入観念」を植え付け、その上で、「規制を撤廃されることについての」意識調査がなされていたのである。

この様な設問の基に調査をすれば50数%の反対は、それでも少ないと思われる。

我々は直ちに、民間の調査機関に真に公平な意識調査をさせて欲しい、と求めたのであるが、その後この件に関する回答・再調査はなかつた。

警察庁の主張について、騒音や振動は既に連盟では自主規制されているし、本来は他の業種同様、騒音防止条令による規制で足りる筈である。

地域制限についても連盟としては、ジュニアや中高年者が参加しやすくなる様に、バレエ教室同様、住宅地域でも開設できる様にするべきである、と主張した。

また、現在の法律でも、夜12時まで営業して良いことになっているが、夜10時以降営業している処は聞いたこともないし、深夜や早朝に営業しても客は来ないのが現状である。もちろん、これも連盟の自主規制でも行ってはならない事になっている。などをダンス議連で説明し、警察庁が提出した資料を全て否定した。

また、ダンス議連の席上、[全ダ連]の田代 清会長と高岡副会長の連名で、以下の文書が提出された。

○ 風適法の適用除外について

全ダ連でダンス教室に対するアンケート調査を実施しているが、約半数の営業者が現行の規制の維持又は何らかの形での規制の存続を望んでいる。

○ 業界の現状と自主規制について

連盟はダンス界の8割を占めると説明したそうだが、それは競技選手の割合であって、ダンス教室の割合ではない。また、前記調査でも、連盟による規制を望む者も2割に過ぎない。

ところが、その後、社団法人NATDの総会と理事会で、その文書を目にした会員からその内容を指摘され、全ダ連及び教師協会の会長である田代 清会長が…、

(先にダンス議連に提出した文書について…)

「その文書は、私の知らないところで出されたものである」との回答がなされたことから紛糾することとなる。(以下、後述)

一方、[警察庁が提出した資料]の中に、次の様なものがあつた。

専らダンスを教授する営業を風俗営業の定義から除く場合の問題点について、  
[一、全国のダンス教授所の少なからずの営業者が反対、又はダンス業界が一本化されないままでの改正に反対している]として…、

- ① 全ダ連
- ② 日本ダンス議会
- ③ 日本プロ・競技ダンス連盟
- ④ ダンススクール共同組合連合会

の各団体が「反対している」としていた。

しかし、日本ダンス議会は中川会長から、日本プロ競技ダンス連盟は石原会長からの「風適法改正に賛成します」との文書が寄せられていること。全ダ連も理事会としての決定ではなく、反対者は少数派であること。ダンススクール共同組合連合会は高岡氏が牛耳る団体であり、教室数も極めて少い団体であることを私の方から「ダン

ス議連」には後ほど説明した。

同じく警察庁から提出された文書として…、

[二、専らダンスを教授する営業を除外するだけでは、自主規制が不可能である]

○業界団体が四部五裂(四分五裂の誤り!)し、規制の存続を求める者も少なくない中で、統一的な自主規制案がない。

○仮に業界の統一的な自主規制案ができたとしても、誰でも自由に営業できることから、自主規制を守らない者に対するペナルティーを課しようがない。

[三、住宅街や病院・学校の付近での営業に関する住民の意見への配慮が必要]

○誰でも、何処でも、深夜・早朝でもいかなる営業方法でも営業することが可能となることには、住民の反発が強い。(住民の意識調査より)

との文章もあったが、既に述べた如く我々は<sup>てきとく</sup>反論・<sup>はんぽく</sup>反駁した。

この頃、好タイミングで、NHKテレビの「おはようニッポン」の中で、「ダンススクールが何故風営法なのか」という番組が放送され、衛星放送で国外にも流された結果、海外でも大きな反響があった、との報告を聞いた。

「文化国家日本の名が泣く」との発言を、政治家の先生方が聞いたら何と言われるだろうか。(…警察庁は何とも思わないだろうが…)

4月25日、連盟は、それまでの「全ダ連」の下での統一行動を見直して、連盟としての方針と対策を立てて風適法からの除外を目指すことを決定した。

「連盟」が独自にアンケート調査をしたところ、全国1,577のスクールの内、改正反対者は「118教室、7.4パーセント」。「9割以上のスクールが改正に賛成」、との回答があった。

しかも、その反対者の多くも、その後、「全ダ連」と「連盟」だけでなく、全てのスクールが規制から除外されるのであれば賛成、と変ってきたのである。

それでも反対、との方に理由を聞いたところ、(教師資格を持っていない者が教室を開設できることになり、プロの生活が脅かされる)との意見が多かった。

風適法が改正されると、資格を持たない者が教室を開設出来る、と心配する人がいたわけだが、現行法上でも、全ダ連の資格を有することは必須の条件ではなく、教師として稼動する要件でもない。(未成年者が入場出来るか出来ないかだけで、資格を持っていない者やアマチュアでも開設出来るのを知らないだけである)

全ダ連は、一般の教師が知らないことを良いことに、正確な情報を報せてこなかったのである。詰まり、会員を<sup>あまひ</sup>欺いてきたと言えよう。

[全ダ連] もアンケート調査と称するものを行った。

[風営適正化法に関する実態調査票回収状況] として公表されたものは以下の通りである。

回答数 1, 244. (財団が調査した 1,517 に比べて余りにも少ないのは何故?)

- |   |      |       |
|---|------|-------|
| ① 無条件で撤廃に賛成   | 331. | 26.4% |
| ② 反対(現状維持)  | 217. | 17.3% |
| ③ 文部省又は他の省庁に移管して営業地域、教室の構造等を定め、現行ダンス教師認定試験制度の内容を改め存続する。 | 431. | 34.4% |
| ④ (財)日本ボールルームダンス連盟が、営業地域、教室の構造、教師の資格等を定める。              | 265. | 21.1% |

以上の如く、設問の内容も異なっている為か、我々の調査と数値は違っていた。それにしても、[全ダ連] がいかに働きかけても、現状維持は、僅か 17.3パーセントしか無かったのである。[その他の省庁(即ち警察庁以外の)に移管して] を含め、現状維持に反対の数が、80パーセントを超えていることは、この「全ダ連側の調査」からも明らかと言えるのである。